

報道関係者各位

令和5年9月25日

舞鶴引揚記念館「舞鶴引き揚げ給食」の提供について

10月5日から開始します

引き揚げやシベリア抑留の史実と引き揚げに関わったまちの歴史を通して平和に対する意識の高揚を図ることを目的に制定した「舞鶴引き揚げの日」の取り組みの一環として、「舞鶴引き揚げ給食」を市内全小中学校25校の給食で提供いたします。

- (1) 趣 旨 本市では引き揚げやシベリア抑留の史実や引揚者を温かくお迎えしたまちの歴史を次世代に継承するため、小学校6年生でふるさと学習として引揚記念館への来館や学芸員の学校訪問などに取り組んでいます。
令和2年度からは、さらに幅広い学年に食を通して、引き揚げに対する理解を深めてもらい、平和への思いを高めてもらえるよう、市内の小学1年生から中学3年生まで全員を対象に「舞鶴引き揚げの日」がある10月に、舞鶴地方引揚援護局で引揚者に提供されたメニューを参考にした引き揚げ給食として実施しています。
- (2) 実施期間 令和5年10月5日(木)～26日(木)
※各校の実施日については次ページのとおり
- (3) 参考メニュー 昭和33年夕食メニュー
「飯、天ぷら(小鰯、馬鈴薯)、カレー汁、漬け物、茶」
※舞鶴地方援護局史(昭和36年厚労省刊行)に記載
- (4) 給食メニュー 小学校(18校)「麦ごはん、天ぷら(舞鶴水揚げのアジ、ジャガイモ)、カレー汁、きゅうり漬、牛乳」
中学校(7校)「麦ごはん、舞鶴水揚げのアジの唐揚げ、カレー汁、きゅうり漬、切干し大根の煮もの、みかん、牛乳」



▲小学校



▲中学校

※写真は昨年のものです

(5) 取材について 「舞鶴引き揚げ給食」初日に、高野小学校を取材していただくことができます。取材をご希望される場合は、お手数ですが10月3日(火)までに舞鶴引揚記念館(0773-68-0836)までご連絡ください

- 日時：10月5日(木)12時25分～13時05分
- 対象：高野小学校(128名)全学年で写真の撮影は可能
※ インタビューの受け答えは6年生の方ができます(学校より)
- 内容：
 - ・「舞鶴引き揚げ給食」の実食
 - ・給食放送による献立紹介(給食委員児童より)
 - ・引き揚げの紹介動画の視聴



(6) 学校ごとの引き揚げ給食の実施日

(小学校)	
新舞鶴	10月12日(木)
三笠	10月12日(木)
倉梯	10月6日(金)
倉梯第二	10月12日(木)
与保呂	10月6日(金)
志楽	10月6日(金)
朝来	10月20日(金)
大浦	10月5日(木)
中舞鶴	10月13日(金)
明倫	10月12日(木)
吉原	10月5日(木)
余内	10月12日(木)
池内	10月5日(木)
中筋	10月12日(木)
福井	10月26日(木)
高野	10月5日(木)
岡田	10月5日(木)
由良川	10月5日(木)
(中学校) 全校	10月6日(金)

参考

舞鶴引き揚げの日制定について

引揚関連資料のユネスコ世界記憶遺産登録を契機にまちを挙げた次世代への継承などを趣旨として、市内 20 団体から市に対して記念日制定の要望をいただいたのがきっかけとなった。

10月7日について

昭和 20 年 10 月 7 日、釜山から乗船者 約 2100 名を乗せた引き揚げ第一船「雲仙丸」が舞鶴港に入港した日

※最終船は昭和 33 年 9 月 7 日、樺太の真岡から乗船者 4 7 2 名を乗せた「白山丸」。同年 11 月に、舞鶴引揚援護局も閉局。今年で海外引揚終了 65 年を迎える。

ロゴについて

全国公募し、最終は市民投票により平成 31 年 3 月に決定。

【コンセプト】

舞鶴の「マ」の字をモチーフに波と鶴をイメージしデザイン化。「引揚船」と「語り部の鐘」を入れ印象深く表現。いつまでも忘れないで語り継ぐ願いを込めた。



○舞鶴引き揚げの日条例

平成 30 年 10 月 5 日

舞鶴市は、第二次世界大戦後の昭和 20 年 10 月 7 日に引揚船雲仙丸が入港してから、昭和 33 年に当時国内で唯一の引揚港となっていた舞鶴港に最後の引揚船が入港するまでの 13 年間にわたり、海外からの引揚者約 66 万人と遺骨約 1 万 6 千柱を市を挙げて迎え入れた歴史を有する。

市は、昭和 63 年に設置した舞鶴引揚記念館を中心として、引揚体験者や市民等と共に、引揚げ及びシベリア抑留の史実を継承するとともに、平和の尊さを国内外に発信し続け、平成 27 年には市が所有する引揚げ関連資料が、世界的に重要な記録物としてユネスコ世界記憶遺産に登録された。

このような歴史に鑑み、舞鶴市は、世界の恒久平和を念願し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、舞鶴引き揚げの日を定めることにより、引揚げ及びシベリア抑留の史実並びに博愛の精神をもって引揚者を迎え入れた舞鶴市の歴史を次世代へ継承するとともに、平和に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(舞鶴引き揚げの日)

第 2 条 舞鶴引き揚げの日は、10 月 7 日とする。

(市の責務)

第 3 条 市は、舞鶴引き揚げの日を中心に、市民との協働の下、第 1 条の目的のために必要な取組を行うものとする。